

議案第70号

福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、消防団員の処遇の改善を図るため、その報酬及び費用弁償について所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（報酬）

第2条 消防団員には、年額報酬及び出動報酬を支給する。

2 年額報酬の額は、次の各号に掲げる消防団員の階級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 団長 年額 82,500円
- (2) 副団長 年額 69,000円
- (3) 分団長（本部部長を含む。） 年額 50,500円
- (4) 副分団長 年額 45,500円
- (5) 部長 年額 37,000円
- (6) 班長 年額 37,000円
- (7) 団員 年額 36,500円

3 前項の規定にかかわらず、自動車又は船舶の機関担当員（以下「機関担当員」という。）である消防団員の年額報酬の額は、次の各号に掲げる機関担当員の区分に応じ、当該各号に定める額を同項の年額報酬の額に加算した額とする。

(1) 正機関担当員 年額 102,200円

(2) 副機関担当員 年額 76,700円

4 出動報酬の額は、水火災等の防ぎょ又は予防警戒、訓練等の職務に従事した日1日につき8,000円とする。ただし、1日の当該職務に従事した時間が8時間を超えるときは、当該超えて職務に従事した時間8時間までごとに8,000円を加算する。

第3条の見出し中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条中「前条の報酬」を「年額報酬」に、「又は昇任した」を「, 又は昇任した」に、「退職、死亡、免職又は降職された」を「退職し、死亡し、免職され、又は降任された」に改める。

第4条第1項中「次の各号に掲げるとおり出動し、服務した」を「水火災等の防ぎょ又は予防警戒、訓練等の職務に従事した」に、「7,000円」を「200円」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（「報酬」を「年額報酬」に改める部分及び「前条の報酬」を「年額報酬」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条から第4条までの規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた報酬及び費用弁償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。